令和　年　月　日

第23号様式（第16条関係）

高知県土佐清水市長

 令和　 年度

　　　　　　　 収入超過者認定通知書

団地

枝

棟

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 枝 | 枝 | 枝 |

さきの収入報告による調査の結果、土佐清水市営住宅管理条例第29号第１項の規定により収入超過者と認定し

ます。今後は、市営住宅が真に住宅に困窮している低額所得者に対する者であるということをご理解いただき、

市営住宅を明渡すよう努めてください。

　なお、引き続き入居する場合は、同条例第31条の規定により算出した家賃を支払ってください。

|  |  |
| --- | --- |
| 住 宅 名 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 合計所得金額 | 合計控除金額 | 控除後の所得 | 認定月額 |
|  | 区分 |  |  |
| 入居者 |  | 続柄 | 所得金額 |
|  |  |  |  |  | 家賃　① |  |
|  |  |  |  |  | 近傍同種家賃　② |  |
|  |  |  |  |  | 設定された率　③ |  |
|  |  |  |  |  | 収入超過者家賃④ |  |
|  |  |  |  |  | 負担調整減額　⑤ |  |
|  |  |  |  |  | 減免額⑥ |  |
|  |  |  |  |  | ※①は②を超えない④＝①＋(②-①)×③ |
|  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　 ※区分：配・・・配偶者　非・・・非同居者

|  |  |
| --- | --- |
| 入居者負担額 | 　 （④又は②）－⑤－⑥　　円　 （　　　年　月　より新家賃で徴収開始） |

備考　この収入超過者認定に異議がある場合は、この通知書を受け取った日から30日以内に所定の用紙により意

　　見を申し立てることができます。

　　　また、本人又は同居の親族の異動、失・退職等により所得基準を超過しなくなったときも意見を申し立て

　　ることができます。